

婚姻届

令和 年 月 日届出

(あて先) 兵庫県姫路市長

受理	令和 年 月 日			
第	号			
送付(通知)	令和 年 月 日			
第	号			
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票
				住民票
				通 知

本 届 書 中
字 訂 正
字 削 除
字 加 入

(1)	氏 名	夫 になる 人	妻 になる 人
	(フリガナ)		
	氏 名	氏 名	氏 名
	生 年 月 日	昭和 平成 西暦 年 月 日	昭和 平成 西暦 年 月 日
(2)	住 所		
	(住民登録をして いるところ)	番地 番 号	番地 番 号
	(アパート・マンション名)	方書	方書
(3)	本 籍		
	(外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	番地 番	番地 番
	筆頭者の 氏名	筆頭者の 氏名	
	父母及び養父母 の氏名	父 続き柄	父 続き柄
	父母との続き柄	母 男	母 女
	(右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください)	養父 続き柄	養父 続き柄
		養母 養 子	養母 養 女
(4)	婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	☐ 夫の氏 ☐ 妻の氏	新本籍(左の☑の氏の人すでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 番地 番
(5)	同居を始めた とき	昭和 令和 平成 年 月	(結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)
(6)	初婚・再婚の別	☐ 初婚 再婚 ☐ 死別 昭和 平成 令和 年 月 日 ☐ 離別	☐ 初婚 再婚 ☐ 死別 昭和 平成 令和 年 月 日 ☐ 離別
(7)	同居を始める 前の夫妻のそれ ぞれの世帯の おもな仕事と	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 妻 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から 99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の 契約の雇用者は5) 夫 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(8)	夫 妻 の 職 業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業	妻の職業
	そ の 他		
	届 出 人 署 名 (※押印は任意)	夫	妻

午前 午後	時 分	受領
夫	☐ 免 ☐ 旅 ☐ 個 ☐ その他 ☐ 無	
不受理	☐ 有 ☐ 無	
通知	☐ 要 ☐ 不要	
妻	☐ 免 ☐ 旅 ☐ 個 ☐ その他 ☐ 無	
不受理	☐ 有 ☐ 無	
通知	☐ 要 ☐ 不要	
使者	☐ 免 ☐ 旅 ☐ 個 ☐ その他 ☐ 無	
送付	令和 年 月 日	

確 認 通 知

記 入 の 注 意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください(消せるボールペンは使用しないでください)。
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日でも届けることができます(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに戸籍担当係で下調べをしておいてください)。
届書は、1通でさしかえありません。

証 人	
署 名 (※押印は任意)	
生 年 月 日	昭和 平成 西暦 年 月 日
住 所	
	方書
本 籍	
	番地 番

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
1 台湾
2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
「本籍」には、アパート・マンション名は入りません。
新本籍は、本籍を設定する時点で日本国内に現存する土地の地名地番及び街区符号に設定することができます。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には、新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

◎署名は必ず本人が自署してください。
◎押印は任意です。